

議員提出議案第5号

医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

平成28年3月22日

総務教育常任委員会

委員長 内 田 隆 嗣

医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書

増大を続ける社会保障費に対する財源を確保するとともに、我が国の財政規律を保つため、社会保障と税の一体改革により、平成 29 年 4 月から消費税率は 10% に引き上げられる予定である。

消費税は、商品やサービスの最終消費者が税を負担し、事業者が仕入れに係る消費税額を控除して納付するものであり、本来、事業者に実質的な負担が生じるものではない。

しかし、社会保険診療は消費税非課税として位置づけられていることから、社会保険診療のために仕入れる医薬品や設備投資に係る消費税については仕入れに係る消費税額の控除ができず、医療機関等のコストとなっている。

このため、国は社会保険診療報酬等に仕入れに係る消費税額を反映させ、実質的な負担が生じない措置がとられているが、個々の医療機関等の仕入れ構成の違いがあり、その仕組みが不十分であるため医療機関等に税負担が生じ、その経営を圧迫している。

このまま消費税率が引き上げられれば、医療機関等はこれまで以上に仕入れ税額控除の対象とならない税負担を強いられることになり、社会保障の充実という目的とは逆に、多くの医療機関等の経営をさらにひっ迫させ、地域医療の崩壊が強く危惧される事態が生じる。

よって国においては、医療機関等の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分配慮するとともに、関係者の負担の公平性、透明性を確保し、医療等に係る消費税の問題の抜本的な解決に向けた適切な税制上の措置を速やかにとられるよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 様
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣